

# (仮称)新すまいる子どもプランの策定について

## ～ 子ども・子育て支援新制度について ～

三条市教育委員会  
子育て支援課

- ◆ 子ども・子育て支援新制度に至った経緯
- ◆ 新制度の根拠となる子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント
- ◆ 子ども・子育て支援新制度の内容
- ◆ 市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◆ (仮称)新すまいる子どもプランについて
- ◆ 新計画策定に向けた今後のスケジュール

# 子ども・子育て支援新制度に至った経緯

## 子育てをめぐる現状

- ◆急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- ◆結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- ◆子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- ◆子育ての孤独感と負担感の増加
- ◆深刻な待機児童問題
- ◆放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ◆M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- ◆質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ◆子育て支援の制度・財源の縦割り
- ◆地域の実情に応じた提供対策が不十分

## 課題

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の  
充実

# 新制度の根拠となる子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

## 子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため平成24年8月に制定された次の法律

- ◆ **子ども・子育て支援法**
- ◆ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（通称：**認定こども園法の一部を改正する法律**）
- ◆ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の一部改正など）（通称：**関係法律の整備等に関する法律**）



## 3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

## 主なポイント

- ◆ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - \* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ◆ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ など
- ◆ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



# 子ども・子育て支援新制度の内容

## 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ◆ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、子育て支援の給付・事業を実施する
- ◆ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## 社会全体による費用負担

- ◆ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保

## 政府の推進体制

- ◆ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## 子ども・子育て会議の設置

- ◆ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ◆ 市町村等が条例で定める合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



三条市こども未来委員会【H26. 4. 1 設置】

# 市町村子ども・子育て支援事業計画

## 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

## 計画の内容

### 1 必須記載事項

- ◆ 教育・保育を提供する際の基礎となる区域の設定（※小学校区、中学校区、行政区などを想定）
- ◆ 各年度における教育・保育（幼稚園や保育施設等）の需要量の見込み、それに対応した提供体制の確保及び実施時期
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、延長保育、児童クラブ等）の需要量の見込み、それに対応した提供体制の確保及び実施時期
- ◆ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保  
（※認定子ども園の普及に係る考え方や教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進などを想定）

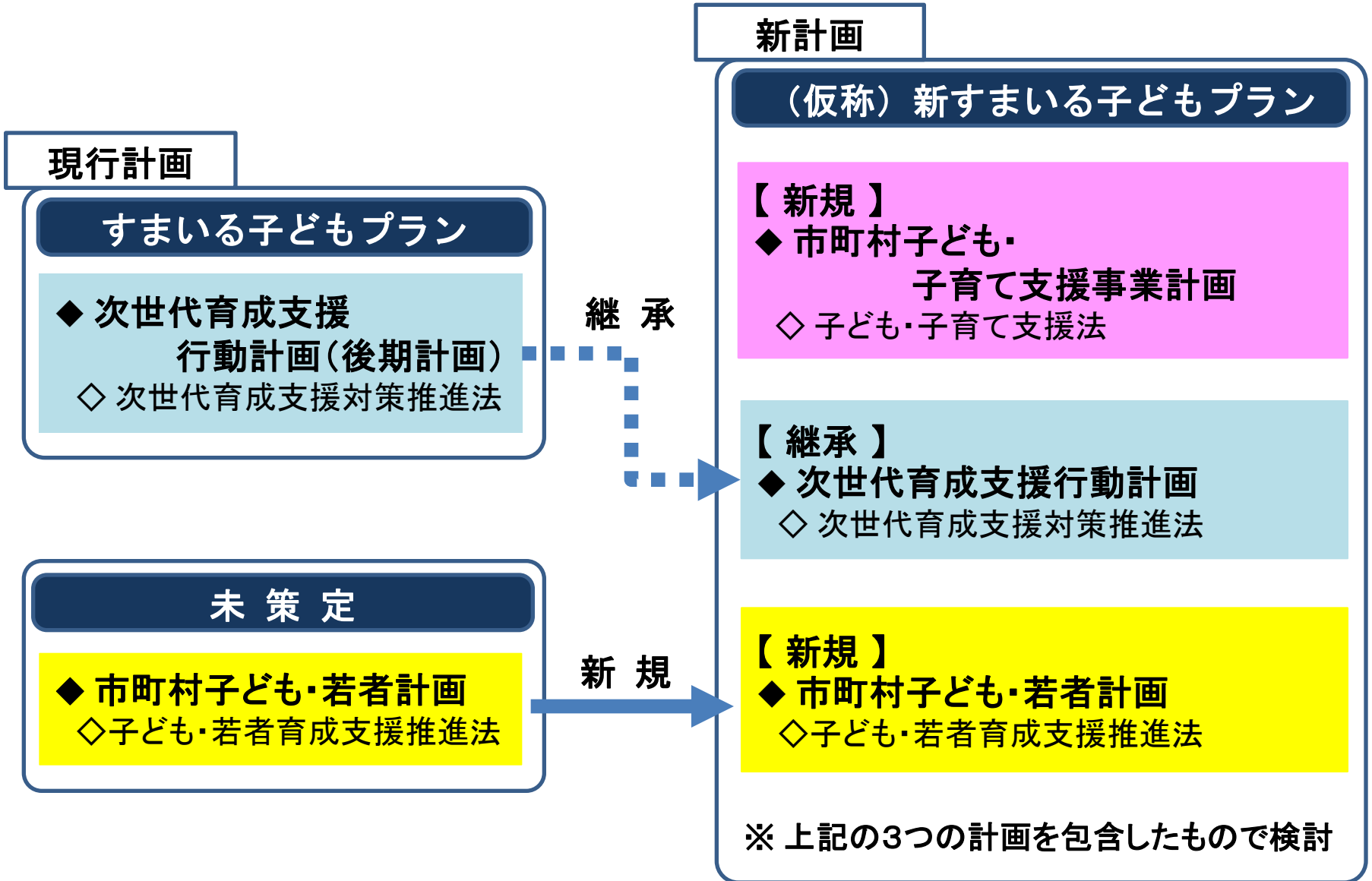
### 2 任意記載事項

- ◆ 児童虐待防止対策や障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などの都道府県が行う施策との連携
- ◆ 職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 など
- ◆ その他子育て支援事業に関すること

### 3 その他

- ◆ 需要量や利用希望等を把握するためアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて計画を策定

# (仮称)新すまいる子どもプラン(イメージ)について



# 新計画策定に向けた今後のスケジュール

## スケジュール

	平成26年									平成27年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
こども未来委員会 ※7回程度 開催予定			★ 6/13	★ 下旬	★ 下旬	★ 下旬	★ 下旬		★ 下旬		★ 中旬			
検討内容等														